

第3回 徳島県手話言語条例検討委員会 議事録

1 日 時

令和6年12月19日（木）
15時から16時25分まで

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

【委員】（11名）

平光江、近久勝彦、戎協子、清原嘉美、林徳太郎、平田清美、大木元繁、
喜多一之、楠本剛、美馬持仁、森泉摩州子

【事務局】

障がい福祉課、教育委員会特別支援教育課、教育委員会人権教育課、
徳島聴覚支援学校、徳島市教育委員会

4 会議次第

i 開会

ii 議事

（1）「徳島県手話言語条例（仮称）条例案」について

iii 閉会

【議事1 「徳島県手話言語条例（仮称）条例案」について】

（事務局説明）

（委員長）

ただいま事務局より、前回の第2回検討委員会において出た意見、条例の施行状況の見直し規定を盛り込むことについての検討結果について説明がありました。条例の施行状況については、条例の中に見直し規定をあえて入れずとも毎年徳島県障がい者施策推進協議会において議論の場は確保されているということ、なお、条例自体に変更の必要が生じた場合は、条例改正という形で対応していくということでした。この対応で行うということで、よろしいでしょうか。

(各委員)

(「異議なし。」との発言あり。)

(委員長)

続けて、法制部局の審査により修正が入ったことについて、説明をお願いします。

【議事1 「徳島県手話言語条例（仮称）条例案」について】

(事務局説明)

(委員長)

ただいまの事務局から説明について、ご意見をお願いします。

(委員)

ろう者とうろう者以外という文言に修正されたことについては、手話言語条例であるということを明確にするように審査が進められたということでしょうか。

(事務局)

委員からのご意見の通りで、現在法制部局の審査途中ではありますが、条例全体を通して手話言語ということを明確にするための修正が入っております。

(委員)

法制部局の審査による修正で、前文が自然な流れとなり、内容も厚みを増したものになったと思います。非常に良いと思います。

(委員長)

審査により、触手話についての説明を入れる必要があるということで、新たに修正が入りました。このことについて、ご意見ありますか。

(委員)

これで良いと思います。

(委員)

第2条の2、ろう者等の定義の中で、ろう者の団体という言葉がありますが、この団体の意味の範囲はどうなるのでしょうか。当事者以外も入っている手話通訳者の団体等も含まれるのでしょうか。

(事務局)

ろう者の団体というのは手話通訳者の団体等当事者以外の団体も含まれる意味になります。

(委員)

関係する団体という表現にすると分かりやすいのではないかと思います。

(事務局)

法制部局にご意見を伝えた上で、審査を進めてもらいます。

(委員)

手話を使っていない方や手話通訳に関わっていない方は差がないと思っていらっしゃるかもしれませんが、手話を使える環境と手話通訳が使える環境とでは大きく違っていると思っています。手話が使える環境であれば県民の誰もが手話を覚えるということで、通訳の必要がなくなるという一番理想の環境になると思います。ただそれは理想で、現実には聞こえない人の思いを手話がわからない人に伝える手話通訳者が介在して成り立っています。特に医療現場では重要になってきます。資料2の第3条の記載では、手話通訳に対する理解の促進にはならないのではないかと思います。手話や手話通訳に対するというような文言に修正はできないでしょうか。

(委員長)

このことについて、他の委員のみなさまはいかがでしょう。

(委員)

資料1の第4条に手話通訳者という文言が入っていましたが、資料2ではなくなったので、その文言を活かしたいというご意見だと思います。手話通訳の文言を入れることに賛同の意見です。

(委員)

私も賛同いたします。先ほど質問をさせていただいた、第2条の2のろう者等にはろう者団体には何が含まれるのかという質問にも繋がるのですが、ろう者団体と手話通訳団体は車の両輪のように共に活動してきた長い経緯があります。今回の資料2では手話通訳や手話通訳者という文言がなくなっていたので、手話通訳という文言が入ることに期待したいと思っています。

(委員)

第3条の基本理念のところに手話通訳が馴染まないのではないかとという立場で発言させていただきます。前文において手話は言語という記載があります。基本理念という条例の根本的な部分に手話通訳と入れるのは手話言語条例としては馴染まないのではないかと思います。

(委員長)

基本理念の中に手話通訳と入れるのは馴染まないのではないかというご意見でした。例えば、責務などの他の条項に入れた方が良いのではないかというご意見と考えてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

他の委員の方はいかがでしょうか。

(委員)

どの条項に入れるべきかというのは私も判断できないので、法制担当の方にお任せしたいと思います。

(委員長)

皆様のご意見は、資料1の第4条に手話通訳の文言があったがなくなったということで出てきたのだと思います。手話通訳という文言を入れていただきたいというご意見が出たということ、事務局より法制部局の方に相談していただくということでよろしいでしょうか。

(事務局)

法制部局へ相談させていただこうと思います。

(委員)

皆様のご意見を伺っていると、基本理念に入れるよりも県の責務などに入れた方が良いのではないかというご意見にとっても納得をしました。

(委員)

確認させていただきたいところがあります。第9条の2のところで県は職員に対してとありますが、職員というのは誰を指すのでしょうか。

(事務局)

職員は県職員を指しております。

(委員)

第9条の1には、市町村、ろう者等その他の関係者とありますが、市町村に対しての施策を進めることもあるのですか。

(事務局)

この条例では県が実施することを示しておりまして、市町村の施策は市町村が実施することとなっております。ただ、県が施策を実施する中で市町村と連携すべき場合も出てくるかと思いますので、第9条の1に市町村と連携と入れています。

(委員長)

市町村から来ていただいた委員の方もいらっしゃいますが、何かご意見ありますか。

(委員)

町職員も県民になりますので、県で条例施行後、市町村も協力お願いしますというように依頼して順次進めていただければと思います。

(委員長)

他にご意見ないので、今回出たご意見について法制部局と協議をしていただきながら、事務局の方で条例制定に向けての手続きを進めていただくということで、お願いいたします。それでは、予定されていた議事はすべて終了となりますので、進行を事務局にお返しいたします。